

情報公開審査会答申の概要

答申第 966 号（諮問第 1638 号）

件名：小中一貫型小・中学校設置に係る連絡会議の会議資料の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 9 月 10 日

2 原処分

令和元年 10 月 25 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、A 市小中一貫型小・中学校（B 学校）設置に係る連絡会議の会議資料（以下「本件行政文書」という。）のうち、特別支援学級の障害種別を愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に、教員の追加配置希望人数がわかる部分を条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和元年 12 月 12 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 9 月 24 日

5 答申

令和 3 年 5 月 28 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件行政文書の一部開示決定において、教員の追加配置希望人数がわかる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 2 年度に A 市に B 学校が設置されることとなったことに伴い、令和元年 8 月 19 日に開催された小中一貫型小・中学校（B 学

校) 設置に係る連絡会議の会議資料である。

実施機関は、特別支援学級の障害種別を条例第 7 条第 2 号に、教員の追加配置希望人数がわかる部分を条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「教員の追加配置希望人数がわかる部分」の開示を求める。」と主張していることから、審査請求人が開示を求めているのは、実施機関が不開示とした部分のうち、教員の追加配置希望人数がわかる部分であり、特別支援学級の障害種別についての開示は求めていると認められる。そこで、本件行政文書において実施機関が不開示とした教員の追加配置希望人数がわかる部分が条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当するか否かを以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、教員の追加配置希望人数がわかる部分の同号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において教員の追加配置希望人数がわかる部分を見分したところ、B 学校の小中学校の教員の追加配置希望人数及び A 市が市内の小中学校において小中一貫教育を推進するための教員の追加配置希望人数が記載されていることが認められた。

実施機関によれば、本件一部開示決定の時点において、これらの教員の追加配置希望人数は要望の段階のものであることから、このような人数が公になれば、県教育委員会はもちろん、A 市教育委員会においても、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換ができなくなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。また、追加配置希望人数は、要望どおり配分されとは限らないため、このような未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報が公となれば、新しく開校する B 学校及び市内の他の小中学校の教員の人数について、県民に対して過度の期待感を持たせることになり、混乱及び誤解を招くおそれもあるとのことである。

ウ この点、当審査会において実施機関に確認したところ、教員の加配については、県教育委員会が配当方針を定めてはいるが、予算の範囲内で教員を配置していることから、各市町村教育委員会からの要望も踏まえ、県教育委員会で調整する必要があるとのことである。

よって、本件一部開示決定時点においては、加配定数の配分について検討している段階であったところ、配置される教員数は、保護者等の当該市町村の学校の関係者にとって重要な要素であることからすれば、市町村教育委員会からの要望や、その後の県教育委員会での調整及び検討に対するこれらの関係者からの圧力や干渉が想定されることから、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。また、教員の配置については、予算の範囲内で行うこととなり、必ずしも要望どおり教員が配置されるとは限らないにもかかわらず、要望として提出した段階の未確定の数字が公となれば、県民に対して過度の期待感を持たせることも想定されることから、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、教員の追加配置希望人数がわかる部分は、条例第7条第5号に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、教員の追加配置希望人数がわかる部分の同号該当性について、以下検討する。

イ 教員の追加配置希望人数がわかる部分を公にすることになれば、前記(4)ウにおいて述べたとおり、関係者から圧力や干渉を受けることで、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その結果、適正な教員定数の配分に係る調整及び検討に支障が生じ、県教育委員会及びA市教育委員会の小中一貫校に関わる人事管理に係る事務及びB学校の開校事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、教員の追加配置希望人数がわかる部分は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。